

官報

号外 昭和二十三年六月十九日

○第二回 衆議院會議錄第六十六号

昭和二十三年六月十八日(金曜日)午後

七時十四分開議

議事日程 第六十二号

昭和二十三年六月十八日(金曜日)

午後一時開議

第一 國有財産法案(内閣提出)

第二 減額社債に対する措置等に関する法律案(内閣提出)

第三 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案(内閣提出)

第四 保険募集の取締に関する法律案(内閣提出)

第五 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に關し承認を求めの件

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第一 國有財産法案(内閣提出)
第二 減額社債に対する措置等に関する法律案(内閣提出)

官報号外 昭和二十三年六月十九日

衆議院會議錄第六十六号 國有財産法案外三件

關する法律案(内閣提出)

第三 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案(内閣提出)

第四 保険募集の取締に関する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、國有財産法案、日程第二、減額社債に対する措置等に関する法律案、日程第三、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案、日程第四、保険募集の取締に関する法律案、右四案は同一の委員會に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長會理事梅林時雄君。

國有財産法案
國有財産法目次
第一章 總則
第二章 管理及び処分機関
第三章 管理及び処分
第一節 通則

第二節 行政財産

第三節 普通財産

第四章 台帳、報告書及び計算書
附則

國有財産法

第一章 總則

(この法律の趣旨)

第一條 國有財産の取得、維持、保存及び運用(以下管理という。)並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(國有財産の範囲)

第二條 この法律において國有財産とは、國の負担において國有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により國有となつた財産であつて左に掲げるものをいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮き橋及び浮ドック

三 前二号に掲げる不動産及び動

産の従物

四 事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具

五 地上権、地役権、鉱業権、砂

六 特許権、著作権、商標権、実

用新案権その他これらに準ずる権利

七 株券、社債券、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外國又は外國法人の発行する証券で株券、社債券、地方債証券その他これらに準ずるものの性質を有するもの。但し、國が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

2 前項第四号の機械及び重要な器具は、当該事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を騰止した場合においても、これを國有財産とする。

3 第一項第七号の社債券には、特別の法令により法人の発行する債券及び社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録

された社債を含むものとする。

(國有財産の分類及び種類)

第三條 國有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、左に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 國において國の事務、事業又はその職員住居の用に供し、又は供するものと決定したもの。

二 公共福利用財産 國において直接公共の用に供し、若しくは供するものと決定した公園若しくは廣場又は公共のために保存する記念物若しくは國宝

三 皇室用財産 國において皇室の用に供するもの

四 企業用財産 國において國の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの。

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の國有財産をいう。

4 第二項第四号の國の企業については、政令でこれを定める。

(總轄、所管機及び所屬の意義)
第四條 この法律において「國有財産の總轄」とは、國有財産の管理及び処分の適正を期するため、國有

財産に関する制度を整え、その管理及び処分事務を統一し、その増減、現在額及び現狀を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいふ。

2 この法律において「國有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下各省各廳の長といふ。）の間において、國有財産の所管を移すことをいふ。

3 この法律において「國有財産の所屬管」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所屬に屬する國有財産を他の部局等の所屬に移すことをいふ。

第二章 管理及び処分の機關
（行政財産の管理の機關）

第五條 各省各廳の長は、その所管に屬する行政財産を管理しなければならない。

（普通財産の管理及び処分の機關）

第六條 普通財産は、大藏大臣が、これを管理し、又は処分しなければならない。

（國有財産の總轄の機關）

第七條 大藏大臣は、國有財産の總轄をしなければならない。

（國有財産の引繼）

第八條 行政財産の用途を廢止した場合においては、各省各廳の長は、大藏大臣にこれを引き繼がなければならない。但し、政令で定める特別会計に屬するもの及び引き繼ぐことを適當としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項但書の普通財産については、第六條の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各廳の長が、これを管理し、又は処分するものとする。

（國有財産の事務の委任）

第九條 各省各廳の長は、その所管に屬する國有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

2 國は、國有財産に関する事務を、特別調達廳若しくはその役員又は地方公共團體若しくはその吏員に取り扱わせることができる。

第三章 管理及び処分
第二節 通則

（管理及び処分の總轄）

第十條 大藏大臣は、必要があると認めるときは、各省各廳の長に對し、その所管に屬する國有財産について、その狀況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は閣議の決定を経て、用途の変更、用途の廢止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

第十一條 大藏大臣は、各省各廳の長の所管に屬する國有財産につき、その現況に関する記録を備え、常時その狀況を明らかにして置かなければならない。

第十二條 各省各廳の長が、國有財産の所管換を受けようとするときは、当該財産を所管する各省各廳の長及び大藏大臣に協議しなければならない。

第十三條 公共福祉用財産又は皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は公共福祉用財産若しくは皇室用財産以外の國有財産をこれらの財産としようとするときは、國會の議決を経なければならない。公共福祉用財産又は皇室用財産の用途を廢止しようとするときも同様とする。

第十四條 左に掲げる場合において

は、当該國有財産を所管する各省各廳の長は、大藏大臣に協議しなければならない。

一 公共財産又は企業用財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。

二 普通財産を公用財産又は企業用財産としようとするとき。

三 公用財産を企業用財産とし、又は企業用財産を公用財産としようとするとき。

四 公用財産又は企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするとき。

五 公用財産又は企業用財産である建物に移築しようとするとき。

六 公用財産又は企業用財産である土地又は建物について、所屬を異にする會計の間において所屬替をしようとするとき。

2 前項第一号、第四号及び第五号の規定は、政令で定める特別会計に屬するものについては、これを適用しない。

（異なる會計間の所管換等）

第十五條 公用財産、企業用財産及び普通財産を、所屬を異にする會計の間において、所管換若しくは所

屬替をし、又は所屬を異にする會計をして使用せるときは、当該會計間において有償として整理するものとする。但し、國において直接道路、河川、水路、港灣その他公共の用に供する財産であつて公共福祉用財産以外のもの（以下公共物といふ。）又は公共福祉用財産とする目的をもつてこれをする場合は、この限りでない。

（職員行為の制限）

第十六條 國有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る國有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

（國有財産調整審議會）

第十七條 第十條の規定により大藏大臣の求める用途の変更、用途の廢止、所管換その他必要な措置及び第十四條の規定により大藏大臣が協議を受けた重要な事項について、大藏大臣の諮問に應じてこれを調査審議するため、大藏省に國有財産調整審議會を置く。

2 審議會は、会長一人、委員二十人以内でこれを組織する。

3 会長は、大蔵大臣をもつて、これに充てゐる。

4 委員は、衆議院、参議院、総理府、法務府、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下各省各廳といふ。）の職員の中から、内閣でこれを命ずる。

5 前各項に定めるものの外、審議会について必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 行政財産

（処分等の制限）

第十八條 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、賣り拂ひ、譲與し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

（準用規定）

第十九條 第二十一條から第二十五條までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

第三節 普通財産

（処分等）

第二十條 普通財産は、第二十一條から第三十一條までの規定により

これを貸し付け、交換し、賣り拂ひ、譲與し、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資の目的とすることができる。

（貸付期間）

第二十一條 普通財産の貸付は、左の期間をこえることができない。

- 一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合は、六十年
- 二 前号の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年
- 三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえることができない。

（無償貸付）

第二十二條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共團體、水利組合及び北海道土庫組合（以下公共團體といふ。）に、無償で貸し付けることができる。

一 公共團體において、緑地、公

園、ため池、火葬場、墓地又はじんあい焼却場の用に供するとき。

二 公共團體において、保護を要する生活困窮者の收容の用に供するとき。

2 前項の無償貸付は、公共團體における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。

3 各省各廳の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共團體の当該財産の管理が良好でないと認めるときは又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならぬ。

（貸付料）

第二十三條 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付させなければならぬ。但し、数年分を前納させることを妨げない。

（貸付契約の解除）

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國又は公共團體において公共用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたと

きは、当該財産を所管する各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各廳の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五條 前條第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各廳の長は、これを会計検査院の審査に附することができる。

2 各省各廳の長は、前項の審査の結果に關し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基き、適當な措置をとらなければならない。

（準用規定）

第二十六條 前五條の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

（交換）

第二十七條 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、國又は公共團體において公共用、公用又は國の企業若しくは

公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、價額の差額が、その高價なもの價額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

2 前項の交換をする場合において、その價額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各廳の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

（譲與）

第二十八條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲與することができる。

一 公共團體において維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港灣、堤、みぞ又はため池の用に供していたものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共團體に譲與するとき。

二 公共團體又は私人において既

存の道路、河川、水路、港灣、堤
と、みぞ又はため池の用途に
代るべき他の施設をしたためそ
の用途を廃止した場合におい
て、当該用途の廃止に因つて生
じた普通財産をその負担した費
用の額の範囲内において当該公
共團體又は当該私人若しくはそ
の相続人その他の包括承継者に
譲與するとき。

三 道路、河川、水路、港灣、堤
と、みぞ又はため池の用に供し
ていた寄附に係るものの用途を
廃止した場合において、当該用
途の廃止に因つて生じた普通財
産をその寄附者又はその相続人
その他の包括承継者に譲與する
とき。但し、寄附の際特約をし
た場合を除く外、寄附を受けた
後二十年を経過したものについ
ては、この限りでない。

四 公共團體において火葬場、墓
地、じんあい焼却場として公共
の用に供する普通財産を当該公
共團體に譲與するとき。但し、
公共團體における当該施設の維
営が營利を目的とし、又は利益
をあげる場合においては、この

限りでない。

(用途指定の賣拂)

第二十九條 一定の用途に供させる
目的をもつて普通財産の賣拂をす
る場合は、当該財産を所管する各
省各廳の長は、その買受入に對し
て用途並びにその用途に供しなけ
ればならない期日及び期間を指定
しなければならない。

第三十條 前條の規定によつて用途
並びにその用途に供しなければな
らない期日及び期間を指定して普
通財産の賣拂をした場合におい
て、指定された期日を経過しても
なおこれをその用途に供せず、又
はこれをその用途に供した後指定
された期間内にその用途を廃止し
たときは、当該財産を所管した各
省各廳の長は、その契約を解除す
ることができる。

2 前項の規定により契約を解除し
た場合において、損害の賠償を求
めるときは、各省各廳の長は、そ
の額について大藏大臣に協議しな
ければならない。

(賣拂代金等の納付)
第三十一條 普通財産の賣拂代金又
は交換差金は、当該財産の引渡前
にこれを納付せなければならな

い。但し、当該財産の譲渡を受けた
ものが公共團體又は教育若しくは
社会事業を営む團體である場合に
おいて、各省各廳の長は、その代金
又は差金を一時に支拂うことが困
難であるを認めるときは、確実な担
保を徴し、利息を附し、五年以内の
延納の特約をすることが出来る。

2 前項但書の規定により延納の特
約をしようとするときは、各省各
廳の長は、延納期限、担保及び利
率について、大藏大臣に協議しな
ければならない。

3 第一項但書の規定により延納の
特約をした場合において、左の各
号の一に該当する事由があるとき
は、各省各廳の長は、直ちにその
特約を解除しなければならない。

一 当該財産の譲渡を受けたもの
のする管理が、適當でないことと認
めるとき。

二 各年における延納に係る代金
又は差金の納付金額と利息との
合計額が当該年の当該財産の見
積貸料の額に満たないとき。

規定による國有財産の分類及び種
類に従い、その台帳を備えなけれ
ばならない。但し、部局等の長に
おいて、國有財産に関する事務の
一部を分掌するときは、その部局
等毎に、これを備え、各省各廳に
は、その総括簿を備えるものとす
る。

2 各省各廳の長又は部局等の長
は、その所管に属し、又は所屬に
属する國有財産につき、取得、所管
換、処分その他の理由に基く變動
があつた場合においては、直ちに
これを台帳に記載しなければなら
ない。

(増減及び現在額報告書、總計算
書)
第三十三條 各省各廳の長は、その
所管に属する國有財産につき、毎
會計年度末における増減及び毎會
計年度末現在における現在額の報
告書を調製し、翌年度七月三十一
日までに、これを大藏大臣に送付
しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により
送付を受けた國有財産増減及び現
在額報告書に基き、國有財産増減
及び現在額總計算書を調製しなけ
ればならない。

3 内閣は、前項の國有財産増減及
び現在額總計算書を第一項の國有
財産増減及び現在額報告書とともに
、翌年度十月三十一日までに、
會計検査院に送付し、その検査を
受けなければならない。

第三十四條 内閣は、會計検査院の
検査を終了した國有財産増減及び現
在額總計算書を、翌年度開会の國會の
常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産増減及び現在額
總計算書には、會計検査院の検査
報告の外、各省各廳の國有財産
増減及び現在額報告書を添附す
る。

(見込現在額報告書、總計算書)
第三十五條 各省各廳の長は、毎會
計年度毎に当該年度末及び翌年度
末における國有財産見込現在額報
告書を調製し、当該年度九月三十
日までに、これを大藏大臣に送付
しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により
送付を受けた國有財産見込現在額
報告書に基き、当該年度末及び翌
年度末における國有財産見込現在
額總計算書を調製しなければなら
ない。

(無償貸付状況報告書、總計算書)

第三十六條 各省各廳の長は、毎會計年度末において第二十二條第一

項の規定（第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む。）により無償貸付をした國有財産につき、毎會計年度末における國有財産無償貸付状況報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産無償貸付状況報告書に基き、國有財産無償貸付状況総計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の國有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各廳の國有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、會計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十七條 内閣は、會計検査院の検査を終了した國有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度開会の國會の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産無償貸付状況総計算書には、會計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財産無償

貸付状況報告書を添附する。

（適用除外）

第三十八條 本章の規定は、公共物については、これを適用しない。

附則

第三十九條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第三十三條、第三十四條及び第三十六條から第三十八條までの規定は、昭和二十二年分府から、これを適用し、第十三條の規定は、第四十五條の規定による國會の議決のあつた日から、これを施行する。

第四十條 財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）及び戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）により物納された國有財産については、第二十二條（第二十六條において準用する場合を含む。）又は第二十八條の規定による無償貸付又は譲與は、これを行うことができない。但し、法律の規定により、財産税等収入金特別会計から他の会計の所屬となつたものについては、この限りでない。

第四十一條 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により調整すべき報告

書には、朝鮮、台灣、樺太、南洋、關東州及び外國に係る分は、これを省略することができる。

第四十二條 この法律施行前にした國有財産の交換、賣拂、譲與及び出資並びに貸付、私権の設定その他使用又は収益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたもののみなす。

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定に即ち觸するものは、その即ち觸する限りにおいて、この法律施行の日に、その効力を失ふ。

第四十三條 第二條第一項第四号又は同條第二項の規定に該当する場合の外、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、これを同條に規定する國有財産とする。但し、この法律施行前に物品として各省各廳の長に移管されたもの及び各省各廳の長（太蔵大臣を除く。）に所管換（旧國有財産法（大正十年法律第四十三号）の規定による管理換を含む。）された後において同條第一項第四号又は同條第二項に該当しないものについては、この限りでない。

第四十四條 各省各廳の長は、昭和二十三年九月三十日までに、その

所管に属する國有財産を第三條の規定による分類及び種類に従い類別し、その類別表を大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた類別表に基き、國有財産総類別表を作成し、それを國有財産調整審議会に諮問しなければならない。

第四十五條 内閣は、前條第二項の國有財産の総類別表を國會に提出し、その議決を経なければならない。

第四十六條 この法律施行の際現に存する法令の規定でこの法律の規定に即ち觸するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。

第四十七條 國有財産法（大正十年法律第四十三号）は、これを廃止する。

第四十八條 國有林野法（明治三十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條 削除

第三條第二項を削る。

第四條から第七條まで、削除

第九條 削除

第十二條から第十四條まで 削除

第十六條 削除

第二十四條及び第二十五條 削除

第四十九條 皇室經濟法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「皇室の公用に供し、又は供するものと決定した國有財産（以下皇室用財産という。）は、これを國有財産法の公用財産とし、これに関する事務は、」を「皇室用財産に関する事務は、」に改める。

同條第二項中「皇室の用に供し、又は供するものと決定しようとするときは、」を「皇室の用に供しようとするときは、」に改める。

國有財産法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

減額社債に対する措置等に関する法律案

減額社債に対する措置等に関する法律

（定義）

第一條 この法律で、「特別整理会

社、「特別損失の額」「指定時」、「旧勘定」、「新勘定」、「第二会社又は「決定整備計画」とは、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号。以下整備法という。）に定める「特別整理会社」「特別損失の額」「指定時」、「旧勘定」、「新勘定」、「第二会社又は「決定整備計画」をいう。

2 この法律で、「社債発行特別整理会社」とは、特別整理会社であつて指定時において社債を発行しているものをいう。

3 この法律で、「減額社債等」とは、社債発行特別整理会社の発行している社債であつて、整備法第十九條第一項の規定により、その債権の全部若しくは一部が消滅し、又は決定整備計画の定めるところにより、その償還若しくは利息の支拂の條件が変更され、若しくはその債務が第二会社に承継されるものをいう。

4 この法律で、「社債の登録機関」とは、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に定める社債の登録機関をいう。

（減額社債等の公告）
第二條 減額社債等を発行している

社債発行特別整理会社は、整備法第十五條第一項から第三項までの規定（同法第二十條第二項、第二十一條第二項及び合名会社等再建整備令（昭和二十二年政令第七十五号）第二條において準用する場合を含む。以下同じ。）による認可のあつた後、遅滞なく、左の事項を公告しなければならない。

一 減額社債等の銘柄、その債権の全部若しくは一部が整備法第十九條第一項の規定により消滅した場合に、同條の規定により確定した各社債の額、その償還若しくは利息の支拂の條件が決定整備計画の定めるところにより変更される場合には、変更前の條件及び変更後の條件又はその債務が決定整備計画の定めるところにより第二会社に承継される場合には、その旨及び当該第二会社の商号

二 社債等登録法の適用を受ける減額社債等（決定整備計画において存続することを定めた社債発行特別整理会社の発行する減額社債等であつて償還期限が整備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可があつた日から三箇月を経過した日以前

に到來することが確定しているものを除く。第三号、第四号及び第三條中以下同じ。）について社債の登録をしていない社債権者であつて社債の登録をしようとするものは、一定期日までに社債の登録をなすべきこと

三 前号に該当する社債権者であつて社債の登録をしようとし、ないもの、社債等登録法の適用を受けない減額社債等の社債権者及び減額社債等の質権者は、一定期日までに、その有する債券を社債発行特別整理会社、第二会社、社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の受託会社に提出すべきこと

四 減額社債等について社債の登録をしている社債権者及び当該社債の質権者は、一定期日までに、当該社債の登録済証を登録機関に提出すべきこと

五 減額社債等に係る登録機関前項第二号から第四号までの規定による期日は、公告の日から二箇月以上三箇月の範囲内で、これを定めなければならない。

3 社債発行特別整理会社は、減額社債等につき、社債募集の委託を受

けた会社又は担保附社債信託法の受託会社があるときは、これらの会社とともに、第一項の公告をしなければならない。この場合には、公告の費用は、社債発行特別整理会社の負担とする。

4 整備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可のあつた日に旧勘定及び新勘定の併合（旧勘定のみを設ける特別整理会社については、旧勘定の廃止）をする場合には、第一項の公告は、整備法第三十七條第一項（合名会社等再建整備令第二條において準用する場合を含む。）の公告とともに、これを行わなければならない。

（償還及び利息の支拂の延期）
第三條 社債発行特別整理会社は、減額社債等について前條第一項第二号から第四号までの規定による期日までは、償還又は利息の支拂を延期することができる。

2 社債発行特別整理会社は、減額社債等については、前條の規定による公告に従ひ登録をし、又は償還若しくは登録済証の提出があるまでは、償還又は利息の支拂を延期することができる。

（登録簿の変更）

第四條 減額社債等を発行する社債発行特別整理会社は、整備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可のあつた後、遅滞なく、当該減額社債に係る登録機関に対し、第二條第一項第一号に掲げる事項を、書面をもつて通知しなければならない。

2 前項の書面には、当該社債が減額社債であることを証する書面を添附しなければならない。

3 登録機関は、第一項の通知を受けたときは、債権の全部が消滅した減額社債等については、職権をもつて、遅滞なく、その事由を記載して社債の登録を抹消し、その他の減額社債等については、社債登録簿の表紙の裏面に当該社債に係る第二條第一項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合においては、社債登録簿の各用紙について登録事項を変更することを要しない。

（債券の返還）
第五條 社債発行特別整理会社は、第二條第一項第三号の規定による公告に基いて債券の提出があつた場合においては、当該債券の記載事項に所要の修正をなし、遅滞な

く、債券を提出した社債権者又は質権者に返還しなければならぬ。この場合においては、当該債券の利に減額社債等である旨を表示する記号を記載しなければならぬ。

2 前項の規定は、社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第六十四條の規定により社債権者に交付する債券及びその利に、これを適用する。

(登録済証の返還)

第六條 登録機関は、第二條第一項第四号の規定による公告に基いて登録済証の提出があつた場合においては、当該登録済証に減額社債等である旨を表示する記号を記載して、遅滞なく、登録済証を提出した社債権者又は質権者に返還しなければならない。

(解散の場合の特例)

第七條 決定整備計画の定めるところにより解散する社債発行特別整理会社は、減額社債等についてその一部又は全部の償還をなしたときは、遅滞なく、減額社債等に係る登録機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第四條第三項の規定は、登録機

関が、前項の規定による通知を受けた場合に、これを適用する。この場合においては、「第二條第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「償還をなした金額」と読み替えるものとする。

3 決定整備計画の定めるところにより、解散する社債発行特別整理会社の発行する減額社債等であつて、第二会社に承継されるもの以外のものについては、第五條及び前條の規定は、これを適用しない。

4 前項の減額社債等については、社債の登録をした社債権者は、社債等登録法第七條本文の規定にかかわらず、登録の抹消を申請することができない。

(登録機関の要する費用の負担)

第八條 社債発行特別整理会社は、その発行する減額社債等について登録機関が第四條第三項(前條第二項において準用する場合を含む。)及び第六條に規定する事務を処理するため正当に支出した一切の費用を負担するものとする。

(債権譲渡の特例)

第九條 特別整理会社が、決定整備計画の定めるところにより、その

有する債権を第二会社に出資又は譲渡した場合において、その債権の範囲を明示して、その旨を公告したときは、その債権の出資又は譲渡につき、債務者に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七條の規定による確定日附のある証書をもつて通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて、確定日附とする。

(指定会社への準用)

第十條 第二條から第八條までの規定は、過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)第十一條第二項の決定指令(以下決定指令という。)に基いて同法第三條の規定による指定を受けた会社(以下指定会社という。)の社債権者の債権が変更せられ、又は当該社債の債務が他に承継される場合に、これを適用する。

2 前條の規定は、決定指令に基いて、指定会社がその有する債権を他に出資又は譲渡する場合に、これを適用する。

(罰則)

第十一條 左の場合においては、その行爲をなした社債発行特別整理

会社の取締役その他これに準ずる者は、これを五千円以下の過料に処する。

一 第二條の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき
二 第四條第一項又は第七條第一項の規定に違反して通知を怠つたとき

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

減額社債に対する措置等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案
旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律

第一條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産は、國有財産法(昭和二十三年法律第二号)第二十二條第一項に規定する公共團體(以下公共團體という。)において水道施設及び防波堤、岸壁等の臨港施設として公共又は公益の用に供するとき、これを当該公共團體に無償で貸し付けることができる。

2 前項の無償貸付は、公共團體における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合は、これを行うことができない。

3 各省各廳の長(國有財産法第四條第二項に規定する各省各廳の長をいう。以下同じ。)は、第一項の規定により普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共團體の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

第二條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産は、公共團體において医療施設の用に供するとき又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に規定する学校(以下学校という。)の用に供するときは、この法律施行の日から三年以内限り、当該公共團體又は当該学校の設置者に対して、時價の二割以内において減額した對價で、これを譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡は、公共團體における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる

場合においては、これを行うことができない。

3 第一項の規定によつて普通財産を譲渡した後において前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその割引額を追徴しなければならない。

第三條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産を譲渡し、又は財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)若しくは戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)により物納された普通財産をその財産の譲渡時における従前よりの使用者に譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けたものが、賣拂代金又は交換差金を一時に支拂うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、利息を附し、三年以内の延納の特約をすることができ

2 國有財産法第三十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に、これを準用する。

第四條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)施行の際都道府県において、事務、事業又は職員

の住居の用に供されていた公用財産は、この法律施行の日から五年以内に限り、これを当該都道府県に無償で貸し付けるものとする。

2 第一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による無償貸付に、これを準用する。

第五條 國の学校の用に供する目的をもつて、地方公共団体により無償で國の用に供せられた財産は、國がその用に供しない場合においては、これを当該地方公共団体(当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体を含む。)に無償で返還しなければならない。

第六條 國有財産法第三十六條第一項の規定による國有財産無償貸付状況報告書は、第一條及び第四條の規定により無償貸付をした普通財産についても、これを調製しなければならない。

附 則

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

保險募集の取締に関する法律案
保險募集の取締に関する法律
(目的)

第一條 この法律は、生命保險募集人及び損害保險代理店並びに募集を行う生命保險会社の役員及び使用人の登録をなし、それらの者の行う募集を取り締り、もつて保險契約者の利益を保護し、あわせて保險事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「生命保險募集人」とは、生命保險会社の委託を受けて、その保險会社のために生命保險契約の締結の媒介をなす者で、その保險会社の役員又は使用人でないものをいう。

2 この法律において「損害保險代理店」とは、損害保險会社の委託を受けて、その保險会社のために損害保險契約の締結の代理をなす者で、その保險会社の役員又は使用人でないものをいう。

3 この法律において「募集」とは、保險契約の締結の代理又は媒介をなすことをいう。

4 この法律において「委託保險会社」とは、募集を委託した保險会社をいう。

5 この法律において「募集文書図画」とは、新聞廣告、印刷物、看板その他募集のため又は募集を容易ならしめるため使用せられる一切の文書図画をいう。

(登録)

第三條 生命保險募集人又は損害保險代理店は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を大藏大臣に提出し、且つ、政令の定めるところにより登録手数料を納めなければならない。

- 一 氏名、商号又は名称
 - 二 住所又は事務所所在地
 - 三 委託保險会社の商号又は名称
 - 四 他に業務を行っている場合はその業務の種類
- 3 前項の登録の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。
- 一 委託契約者

二 申請者及び法定代理人の履歴書及び戸籍謄本

4 申請書が法人又は法人でない社團若しくは財團であるときは、前項第二号に掲げる書類に代えて、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 定款
- 二 代表者又は管理人の氏名及び住所を記載した書面
- 三 命令をもつて定める株主又は出資者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面

(登録簿)

第四條 生命保險募集人登録簿及び損害保險代理店登録簿は、大藏省に、これを備えなければならない。

2 大藏大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第五條の規定に該当する場合を除く外、直ちに、前項の生命保險募集人登録簿又は損害保險代理店登録簿に、左に掲げる事項を登録しなければならない。

一 氏名、商号又は名称

- 二 住所又は事務所の所在地
- 三 委託保険会社の商号又は名称
- 四 登録年月日
- 五 その他参考となるべき事項

(登録の拒否)

第五條 大蔵大臣は、第三條の規定による登録の申請があつた場合において、申請者が左の各号の一に該当するとき又は登録申請者若しくはその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、申請者につき事実を調査した後、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁こ以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

この法律の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者

營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

法人又は法人でない社團若し

くは財團でその役員又は代表者若しくは管理人のうち第一号から第三号までの規定の一に該当するもののあるもの

募集に關して收受した保険料を他に流用し、又はこれに準ずる行爲をなし、その他募集に關して著しく不適当な行爲をなしたものの

(登録の拒否の通知)

第六條 大蔵大臣は、前條の規定によりその登録を拒否した場合において、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(變更届出)

第七條 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第三條第二項に掲げる事項又は同條第三項第一号若しくは第四項第一号に掲げる書類に記載せられた事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(生命保険募集人又は損害保険代理店の役員又は使用人の届出)

第八條 生命保険募集人又は損害保険代理店が役員(代表権を有しない役員をいう。第十條及び第十六條の場合を除き、以下同じ。)及び

び使用人に募集を行はせる場合において、その者の氏名及び住所を大蔵大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様である。

(募集を行うことができる者)

第九條 保険会社の役員、使用人又は第四條第三項の規定により登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店でないものは、募集を行うことができない。

(生命保険募集人の行爲の制限)

第十條 生命保険会社は、他の生命保険会社の委託を受けている生命保険募集人に対して、募集を委託してはならない。

2 生命保険募集人は、他の生命保険会社の役員又は使用人を兼ね、又は他の生命保険会社の委託を受けて募集を行うことができない。

(委託保険会社の賠償責任)

第十一條 委託保険会社は、生命保険募集人又は損害保険代理店が募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責に任ずる。但し、会社が生命保険募集人の委託をなすにつき相當の注意をなし、且つ、損害の防止につとめたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、会社から生命保険募集人又は損害保険代理店に対する求償權の行使を妨げない。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四條の規定は、第一項の請求權についてこれを準用する。

(損害保険代理店の保險の保管方法)

第十二條 損害保険代理店は、委託保險会社のために收受した保險料を保管する場合においては、自己の財産と明確に区分しなければならない。

2 前項の保險料の保管に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

(生命保險募集人又は損害保險代理店の原簿)

第十三條 委託保險会社は、命令の定めるところにより、生命保險募集人又は損害保險代理店に關する原簿、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所に備え置かなければならない。

2 利害關係人は、必要があるときは、委託保險会社に対して、前項の原簿の縦覧を求めることができる。

(募集文書圖画)

第十四條 保險会社の役員、使用人又は生命保險募集人若しくは損害保險代理店が使用する募集文書圖画には、それらの者の所屬する保險会社若しくは委託保險会社の商号若しくは名称又は生命保險募集人若しくは損害保險代理店の氏名、商号若しくは名称を記載しなければならない。

(募集文書圖画の記載禁止事項)

第十五條 募集文書圖画に保險会社の資産及び負債に關する事項を記載する場合においては、保險業法(昭和十四年法律第四十一号)第八十二條第一項の規定により大蔵大臣に提出した書類に記載された事項と異なる内容のものを記載してはならない。

2 募集文書圖画には、保險会社の將來における利益の配当又は剰余金の分配についての予想に關する事項を記載してはならない。

3 前二項の規定は、放送、映画、演説その他の方法により、募集のため又は募集を容易ならしめるため、保險会社の資産及び負債に關する事項並びに將來の利益の配当又は剰余金の分配についての予

想に関する事項を、不特定の者に知らせる場合に、これを準用する。

(締結又は募集に関する禁止行為)

第十六條 保險会社の役員、使用人又は生命保險募集人若しくは損害保險代理店は、保險契約の締結又は募集に関して、左に掲げる行為をなしてはならない。

一 保險契約者又は被保險者に対して、不実のことを告げ、若しくは保險契約の契約條項の一部につき比較した事項を告げ、又は保險契約の契約條項のうち重要な事項を告げない行為

二 保險契約者又は被保險者が保險会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことをすすめる行為

三 保險契約者又は被保險者が保險会社に対して重要な事項につき不実のことを告げ、又はすすめる行為

四 保險契約者又は被保險者に対して特別の利益の提供を約し、又は保險料の割引、割戻その他特別の利益を提供する行為
前項第四号の規定は、保險会社が保險業法第一條第二項に掲げる

書類に基いて行つた場合は、これを適用しない。

(自己代理店の禁止)

第十七條 損害保險代理店は、その主たる目的として、自己又は自己が雇傭せられてゐる者を保險契約者又は被保險者とする保險契約を募集してはならない。

2 損害保險代理店の募集した自己又は自己が雇傭せられてゐる者を保險契約者又は被保險者とする保險契約の保險料の累計額が、当該損害保險代理店の募集した保險契約の保險料の累計額の百分の五十をこえることとなつたときは、当該損害保險代理店は、前項の規定の適用については、これを自己又は自己が雇傭せられてゐる者を保險契約者又は被保險者とする保險契約を募集することをその主たる目的としたものとみなす。

(手数料の支拂禁止)
第十八條 保險会社は、その役員及び使用人又は第四條の規定により登録された生命保險募集人若しくは損害保險代理店に対する場合を除く外、募集の委託をなし、又は募集に関して手数料、報酬その他の対価を支拂つてはならない。

2 第十六條第二項の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

3 生命保險募集人又は損害保險代理店は、第八條の規定により届け出た役員若しくは使用人又は第四條の規定により登録された生命保險募集人若しくは損害保險代理店に対する場合を除く外、募集を行わ

せ、若しくはその委託をなし、又は募集に関して手数料、報酬その他の対価を支拂つてはならない。

(報告及び検査)
第十九條 大藏大臣は、生命保險募集人又は損害保險代理店に対して、その使用する文書圖画の呈示を命じ、その業務に関する報告書の提出を命じ、若しくはその文書圖画の使用に必要の命令をなし、又はその職員をしてその帳簿書類その他の物件を検査させることができる。この場合において、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(違法行為に対する措置)
第二十條 大藏大臣は、生命保險募集人又は損害保險代理店が左の各号の一に該当すると認めるとき

一 この法律又は他の法令に基いて発する大藏大臣の命令に違反したとき
二 その他募集に関して著しく不適当な行為をなしたと認められるとき
大藏大臣は、第五條及び前項の規定により、生命保險募集人又は損害保險代理店につき事実を調査しなければならぬ場合において、大藏大臣が調査のため通知をなしてから二月を経過してもその者から答弁がないときは、登録を拒否し、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

3 大藏大臣は、生命保險募集人又は損害保險代理店が第五條第一号、第二号、第四号若しくは第五号の規定の一に該当するに至つたとき又は第一項若しくは第二項の規定により登録の取消の処分をなしたときは、直ちに、その登録を抹消しなければならない。

は、その者につき事実を調査した後、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

一 この法律又は他の法令に基いて発する大藏大臣の命令に違反したとき
二 その他募集に関して著しく不適当な行為をなしたと認められるとき
大藏大臣は、第五條及び前項の規定により、生命保險募集人又は損害保險代理店につき事実を調査しなければならぬ場合において、大藏大臣が調査のため通知をなしてから二月を経過してもその者から答弁がないときは、登録を拒否し、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

3 大藏大臣は、生命保險募集人又は損害保險代理店が第五條第一号、第二号、第四号若しくは第五号の規定の一に該当するに至つたとき又は第一項若しくは第二項の規定により登録の取消の処分をなしたときは、直ちに、その登録を抹消しなければならない。

(募集を行う役員及び使用人の登録)
第二十一條 第三條から第八條までの規定並びに第十九條及び前條の規定は、生命保險会社の役員又は使用人で当該会社のために募集を行つた者について、これを準用する。この場合において、これらの規定中「生命保險募集人」とあるのは「募集を行う役員又は使用人」と、第四條第一項中「生命保險募集人登録簿」とあるのは、「役員使用人登録簿」と読み替へるものと

する。
第二十二條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
一 第九條の規定に違反した者
二 第十條第二項の規定に違反した者
三 第十五條の規定に違反した者
四 第十六條の規定に違反した者
五 第十八條第三項の規定に違反して募集を行つた者、又はその委託をした者
六 第二十條の規定による業務の停止の命令に違反して保險契約の募集を行つた者
2 前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科する

は、その者につき事実を調査した後、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

第二十一條 第三條から第八條までの規定並びに第十九條及び前條の規定は、生命保險会社の役員又は使用人で当該会社のために募集を行つた者について、これを準用する。この場合において、これらの規定中「生命保險募集人」とあるのは「募集を行う役員又は使用人」と、第四條第一項中「生命保險募集人登録簿」とあるのは、「役員使用人登録簿」と読み替へるものと

する。
第二十二條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
一 第九條の規定に違反した者
二 第十條第二項の規定に違反した者
三 第十五條の規定に違反した者
四 第十六條の規定に違反した者
五 第十八條第三項の規定に違反して募集を行つた者、又はその委託をした者
六 第二十條の規定による業務の停止の命令に違反して保險契約の募集を行つた者
2 前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科する

は、その者につき事実を調査した後、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

一 この法律又は他の法令に基いて発する大藏大臣の命令に違反したとき
二 その他募集に関して著しく不適当な行為をなしたと認められるとき
大藏大臣は、第五條及び前項の規定により、生命保險募集人又は損害保險代理店につき事実を調査しなければならぬ場合において、大藏大臣が調査のため通知をなしてから二月を経過してもその者から答弁がないときは、登録を拒否し、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

3 大藏大臣は、生命保險募集人又は損害保險代理店が第五條第一号、第二号、第四号若しくは第五号の規定の一に該当するに至つたとき又は第一項若しくは第二項の規定により登録の取消の処分をなしたときは、直ちに、その登録を抹消しなければならない。

(募集を行う役員及び使用人の登録)
第二十一條 第三條から第八條までの規定並びに第十九條及び前條の規定は、生命保險会社の役員又は使用人で当該会社のために募集を行つた者について、これを準用する。この場合において、これらの規定中「生命保險募集人」とあるのは「募集を行う役員又は使用人」と、第四條第一項中「生命保險募集人登録簿」とあるのは、「役員使用人登録簿」と読み替へるものと

ことができる。

第二十三條 第十條第一項の違反があつたとき又は第十八條第一項の規定に違反して募集の委託をなしたときは、その違反行為をなした生命保険会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者を一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五十円以下の罰金に処する。

一 第十二條第一項の規定に違反した者

二 第十二條第二項の規定による命令に違反した者

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定に違反した者

第十九條（第二十一條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による命令に違反した者

第二十六條 第二十一條において準用する第三條第一項の規定による登録を受けることを怠つた者は、これを五千円以下の過料に処する。

第二十七條 法人（法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項について同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関し

て第二十二條から第二十五條までの違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社團又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社團又は財團を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十三條の規定は、この法律施行の日から三月を経過した日から、第九條及び第十八條の規定は、この法律施行の日から六月を経過した日から、これを施行する。

2 この法律施行の際、生命保険募集人若しくは損害保険代理店である者又は生命保険会社のために募集

集を行つ役員若しくは使用人である者は、この法律施行の日から六月以内に、第三條（第二十一條において準用する場合を含む。）の規定による登録の申請をなさなければならない。

保險募集の取締に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔梅林時雄君登壇〕

○梅林時雄君 ただいま議題となりました各法案につきまして、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について概略御報告申し上げます。まず、國有財産法案について申し上げます。

國有財産法案については、新憲法施行に伴い、昨年五月とありえす所要の部分的改正を行つたのでありましたが、なお國有財産に関する法制を整備する必要が認められましたので、本案が提出された次第であります。

まず第一章には總則の規定を定めておるのであります。國有財産の管理及び処分については根本法規を定めておるのであります。

次に第二章におきましては、國有財産の管理及び処分の機関を明らかにす

るとともに、大蔵大臣は國有財産事務の全般にわたつてこれを總轄することができるように規定されておるのであります。

なお第三章におきましては、まず大蔵大臣の總轄権についてでありまし

て、國有財産の運用を効率的にするるとともに、その適正をはかるために設けられたものであります。なお、大蔵大臣に対する各省各廳の長からの協議事項を整備して國有財産管理の万全を期するとともに、さらに國有財産調整審

議会を設けることに相なつておるのであります。しかしこれは、この調整の処置に関する諸機関として設置せられておるのであります。

次に、最後に第四章において國有財産の合帳に関する事項を規定いたしました。國有財産の増減並びに現在額、見込現在額及び無償貸付に関する國會報告事項を規定いたし、國有財産の変動及び現狀を常に明確にするにとともに、國有財産の管理及び処分について政府の責任を明らかにいたしておるのであります。

本案は、去る六月二日本委員会に付託せられたのであります。十五日提案理由の説明を聴き、十七日質疑に入りましたが、別に質疑もなく、同日討

論を省略いたしました。採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決いたしました次第であります。

次に、減額社債に対する措置等に関する法律案について御説明申し上げます。

企業再建整備法の特別整理会社が、整備計画の認可を受けて、特別損失の一部を債権者に負担せしめ、いわゆる新旧債権の打切りを行う場合には、その結果といたしまして社債も減額されることになつておるのであります。また認可を受けた整備計画におきましても、社債の償還ないし利息支拂等の條件の変更を定めました場合には、決定整備計画の定めるところに従つて、これらの社債の條件が変更されることになり、さらに過度経済力集中排除法の指定会社及び、社債権者に対して債券及び登録済証の提出を求めて、記載事項に所要の修正を加えた上これを返還し、また登録機関は社債登録簿の記載事項を修正する等の処置を講ずる必要があるものであります。特別整理会社と過度経済力集中排除法の指定会社が第二会社を設立して、その有する債券を第二会社に出資または譲渡する場合に、これを民法の一般規定によりすると煩雜でありますので、手續を簡易化

する必要があり、ここに本案が提出された次第であります。

本案につきましては、去る十五日政府より説明を聴取し、十七日、日本社会党川合委員より簡単な質疑がありましたが、討論を省略いたしましたして採決に入りましたところ、全会一致をもつて可決いたしましたのであります。

次に、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案について申し上げます。

内容のおもなる点を申し上げますと、第一條において、旧軍用財産中水道施設及び臨港施設は、これを公共団体に無償で貸し付け得ることとしたこととであります。第二條には、旧軍用財産は、公共団体において病院等医療施設の用に供するときは、その経営が営利を目的とし、あるいは利益をあげる場合を除いては、この法律施行の日から三年以内に限り、当該公共団体または当該学校経営者に対して、時價の二割以内の減額した對價で賣り拂うことができることとしたのであります。第三條においては、旧軍用財産及び物納財産は、譲渡時における従前よりの使用者に対して、その賣拂代金または交換資金の延納の特約を認めることとしたのであります。第四條は、從來から國有財産と

して都道府縣の用に供していた財産については、地方自治法施行に伴つて、從來の通り公用財産としておることはできなくなつたのであります。これをただちに、これらの地方公共団体に對して有償で貸しつけることは適當でないと考えられるので、この法律施行の日から五年以内に限り、これを無償で当該都道府縣に貸しつけるものとしたのであります。第五條は、地方公共団体から無償で國の学校の用に供せられた財産は、國がその用に供しない場合においては、当該地方公共団体に無償で返還することとしたのであります。

本案については、十五日政府よりの説明を聴取し、十七日質疑に入り、日本社会党川合君より、本案の適用されるものの範圍について簡単な質問のあつた後、討論省略、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、保險募集の取締に関する法律案について御説明申し上げます。

生命保險事業においては、新契約獲得及び收入保險料増大に格段の努力をいたし、その成績はきわめて顯著であり、その結果として、現在まで各社とも健全経営を維持してきたのであります。その反面、何でも契約をとりさ

えればよいものだというような氣持から、とかく募集が暴走して、保險契約者保護の見地からも、また保險の信用保持の見地からいつても、放置できない状態に立ち至つておりますので、ここに本案が提出された次第であります。

本案の要旨は、大要次の通りであります。第一、生命保險募集人、損害保險代理店及び募集を行う保險会社の役員、使用人は、大藏省に備えられた登録簿に登録することを要すること。第二、保險会社の役員、使用人または登録された生命保險募集人もしくは損害保險代理店でないものの募集は禁止されること。第三、保險会社は、生命保險募集人または損害保險代理店が保險契約の募集について保險契約者に加えた損害を賠償する責に任ずること。第四に、募集用の文書圖画に記載する事項について制限をなすとともに、募集行為について必要な規制を加え、一般大衆が保險に對する知識の乏しいことを奇貨として不徳義な行為をなすこと等の絶滅を期しております。第五に、損害保險代理店が、その主たる目的として自己または自己の使用者のため保險契約を募集することを禁止いたしました。

第六に、大藏大臣の生命保險募集人及び損害保險代理店に対する検査の権限その他必要な監督の権限を規定するとともに、所要の罰則を設けたのであります。以上が本案の要旨であります。これについては、去る十五日提案理由の説明を聴き、十七日質疑に入りまして、別に問題もなく、同日討論を省略し採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決いたしました次第であります。

〔朗讀を省略した報告〕
一、昨十七日本院は第二回國會の会期を六月二十一日から六月三十日まで十日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。
一、昨十七日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

四八 安田 幹太君
四三九 山梨縣選出議員

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

○笹口晃君 残余の日程は延期し、明十九日定刻より本會議を開くこととし、本日はこれにて散会されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認め

めします。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十四分散会

出席國務大臣

大藏大臣 北村徳太郎君

〔朗讀を省略した報告〕
一、昨十七日本院は第二回國會の会期を六月二十一日から六月三十日まで十日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。
一、昨十七日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

四八 安田 幹太君
四三九 山梨縣選出議員

一、昨十七日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
たばこ專賣法の一部を改正する法律案
未復員者給與法の一部を改正する法律案

一、昨十七日提出した緊急質問は、次の通りである。
鈴木法務總裁の檢察廳りん請留保に關する緊急質問(赤松明勲君提出)

定價 一部 二、二十錢

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇圖書課